

資料編

有識者会議要綱

〇一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成 27 年 5 月 19 日

告示第 25 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり広く有識者からの意見を聴取するため、一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討し、町長へ助言するものとする。

- (1) 総合戦略及び人口ビジョンの策定・推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(組織)

第 3 条 会議は、会長、副会長及び委員で構成し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業の関係者
- (3) 町議会の関係者
- (4) 教育の関係者
- (5) 金融の関係者
- (6) 労働団体の関係者
- (7) メディアの関係者
- (8) 農林、商工又は観光の関係者
- (9) 子育ての関係者
- (10) その他町長が適当と認める者

2 前項第 9 号の委員には公募委員も含め、その場合の公募方法・人数は別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日の属する年度末までとし、再任は妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第 5 条 会議に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長が認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮町条例第2号)による。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月19日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

創生本部要綱

〇一宮町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成 27 年 4 月 7 日

告示第 21 号

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条第 1 項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、一宮町まち・ひと・しごと創生推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定・推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、別表に掲げる者をもって組織する。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長が認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日告示第 41 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日告示第 18 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長 総務課長 秘書広報課長 企画課長 オリンピック推進課長 税務課長 住民課長 福祉健康課長 子育て支援課長 都市環境課長 産業観光課長 会計課長 教育課長 公民館長 議会事務局長 農業委員会事務局長

策定過程

実施日	会議等	内容
令和3年8月31日	令和3年度 第1回 推進本部会議	第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・策定方針について ・アンケート報告について ・第2期人口ビジョンについて（案）
令和3年9月29日	令和3年度 第1回 有識者会議 （書面開催）	第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・策定方針について ・アンケート報告について ・第2期人口ビジョンについて（案）
令和3年11月2日	令和3年度 第2回 推進本部会議	第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・基本目標及び重点戦略について
令和3年11月24日	令和3年度 第2回 有識者会議	第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・基本目標及び重点戦略について
令和3年12月21日	令和3年度 第3回 推進本部会議	第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・総合戦略（素案）について
令和4年1月20日	令和3年度 第3回 有識者会議 （書面開催）	第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・総合戦略（素案）について
令和4年1月28日～ 令和4年2月18日	パブリック コメント	第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・総合戦略（案）について ・意見提出数 0件
令和4年3月		第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定

有識者会議委員名簿

(順不同)

	氏名	団体及び役職名等
1	セキヤノボル 関谷 昇	千葉大学法政経学部教授
2	オカベアキコ 岡部 明子	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
3	イガラシマコト 五十嵐 誠	東洋大学経済学研究科教授
4	ウノザワカズオ 鵜野澤 一夫	総務経済常任委員会委員長
5	コヤスヒロユキ 小安 博之	厚生文教常任委員会委員長
6	ツカザキヒサシ 塚崎 久司	(株)千葉銀行一宮支店長
7	フルカワダイスケ 古川 大介	(株)千葉日報社茂原支局記者
8	イシゲソウイチ 石毛 宗一	茂原公共職業安定所長
9	ナガノマサト 永野 真仁	一宮小学校校長
10	ハタシゲノブ 秦 重悦	一宮町商工会長
11	ウザワキヨヒサ 鵜沢 清永	一宮町観光協会長
12	アラキアツマサ 荒木 厚雅	一般公募
13	ヤマウチアヤカ 山内 絢香	一般公募
14	ハナザトマサミチ 花里 真道	千葉大学予防医学センター 准教授

創生本部会議委員名簿

(順不同)

	職 名	氏 名	備考
1	町長	馬淵 昌也	本部長
2	副町長	川島 敏文	副本部長
3	教育長	藍野 和郎	
4	総務課長	秦 和範	
5	秘書広報課長	渡邊 浩二	
6	企画課長	渡辺 高明	
7	オリンピック推進課長 都市環境課長	高田 亮	
8	税務課長	目良 正巳	
9	住民課長	鎗田 浩司	
10	福祉健康課長	森 常麿	
11	子育て支援課長	御園 明裕	
12	産業観光課長 農業委員会事務局長	田中 一郎	
13	会計課長	小柳 薫	
14	教育課長 公民館長	峰島 勝彦	
15	議会事務局長	諸岡 昇	

用語集

頭文字	用語	意味
あ	IoT	様々なモノ（物）がインターネットに接続され、情報交換することに相互に制御する仕組みのこと。モノのインターネット（Internet of Things）の略。
	ICT	情報通信技術。 Information and Communication Technology の略。
	空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから利用・活用したいと考える人に紹介する制度。
	アクティブラーニング	学修者主体の学習手法の一つであり、学修者が能動的に学修に参加する学習法の総称。
い	イノベーション	モノの仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。
	インフラ	インフラストラクチャーの略。公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋りょう等の交通施設や公園、上下水道等の施設の総称。
	インフルエンサー	世間に与える影響力が大きい行動を行う人物のこと。その人物の発信する情報を活用して宣伝すること。
え	AI	計算の概念とコンピューターを用いて知能を研究する計算機科学（コンピュータサイエンス）の一分野。 人工知能（Artificial Intelligence）の略。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。代表的なものとしてfacebook や LINE などがある。
	SDGs	SDGs は、Sustainable Development Goals の略称で、国連サミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標。「誰一人取り残さない」ことを目指し先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の目標と 169 の具体的なターゲットから構成されている。
	NPO	Nonprofit Organization（非営利組織）の略。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体。

頭文字	用語	意味
か	介護保険事業計画	介護保険法に基づき市町村が策定する介護保険の保険給付を円滑に実施するための計画。
	関係人口	移住した定住人口でも、観光で来た交流人口でもない、地域や地域の人たちと多様に関わる人々のこと。
	観光入込客	日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない者のことで、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者で把握している。
き	GIGAスクール	一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するもの。
	企業版ふるさと納税	企業が地方公共団体の行う地方創生の取組みに対し一定額以上の寄付を行った場合、法人関係税を税額控除する制度。
	教諭補助員	非常勤講師、外国語指導助手（ALT）、特別支援教育支援員、図書室支援員
く	グーパー食生活	千葉県が提唱する主菜（肉・魚・卵・大豆）を「グー」、副菜（野菜・海藻・きのこ・こんにゃく）を「パー」として、1食分のおかずの量の目安を表したもの。主菜は手を「グー」に握った大きさと厚み2cm程度、副菜は手を「パー」に広げて山盛りの量が目安とするもの。
	グリーンスローモビリティ	低速の電気自動車を利用した公共交通サービスでありその車両を含めた総称。
	グローバリゼーション	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象。
け	経常収支比率	町税や地方交付税などの経常的な歳入に対し、人件費・社会保障費・公債費などの義務的な経常経費が占める比率。地方公共団体の財政構造の弾力性を表す。
	健康寿命	日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。
	健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標。実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4比率を指す。

頭文字	用語	意味
こ	公共施設等 総合管理計画	公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総財務第74号）で総務大臣より各自治体へ要請されている計画。
	後期高齢者	75歳以上の高齢者。
	合計特殊出生率	1年間における出産可能年齢（15～49歳）の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。
	国土強靱化計画	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくための計画。
	子育て包括支援センター	妊婦や乳幼児の保護者などの心身の不安や悩み、育児などの相談に答える総合相談窓口。保健師が妊娠中から子育て期までの切れ目ない支援を目指し、子育てをしている方、子育てをこれから始める方の相談を受け、必要なサービスにつなぐ役割を担う。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法に基づく、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援に関する5年間の計画期間における需給計画となるもの。
	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実態の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。
	コミュニティ・スクール	保護者や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。
	コンプライアンス	組織が法令や倫理といった社会的な規範から逸脱することなく適切に事業を遂行すること。
さ	サーフォノミクス	サーファーが集まることによる経済効果のことを示す言葉。
	再生可能エネルギー	利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギー全般。太陽光、風力、波力、潮力、地熱、バイオマス等がある。

頭文字	用語	意味
さ	三次医療	一次救急医療、二次救急医療では対応できない重篤な患者に対する救急医療のこと。
し	実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
	実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
	ジェネリック医薬品	新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、品質、効き目、安全性が同等な医薬品。新薬より低価格で、厚生労働大臣の承認を受けて販売される。
	自主防災組織	災害対策基本法に規定されている地域住民による任意の防災組織のこと。
	シティープロモーション	地方自治体によって行われる、地域のイメージを向上させるために行われる活動の総称。
	社会保障関連経費	住民の生活を保障する医療・年金・福祉・介護・生活保護などの社会保障に関連する歳出。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のため必要な訓練を行うこと。
	ジュニアリーダー	子ども会を中心に地域活動を行う青少年。本町ジュニアリーダーズクラブでは、中学生から大学生までのジュニアリーダーが活動を行っている。
	循環型社会	有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。
	人口ビジョン	地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示するもの。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により各地方公共団体は人口ビジョンの策定に努めることとされている。
新型コロナウイルス	2019年12月以降、中国を中心に発生し、このウイルスによる感染症が短期間で全世界に広がり、世界各地で多くの感染者、死者を出している。感染経路、治療法、感染してからの経過など、明確に解明されていない部分が多く、世界中の研究機関が調査・研究を進めている。	

頭文字	用語	意味
し	新にここにサービス	高齢者の方、身体の不自由な方を町内のどこでも送迎するサービス。
す	ストック マネジメント	長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。
	スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
	3R （スリーアール）	限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する資源循環型社会をつくるための取組み。「廃棄物の発生を少なくする（リデュース）」「一度使って不要になった製品や部品を再利用する（リユース）」「出た廃棄物を再利用する（リサイクル）」。
せ	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。
	生活習慣病	食事・運動・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与す病気のこと。主なものに、がん・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などがある。
	製造品出荷額	1年間（1月～12月）における製造品出荷額及び加工賃収入額等の合計で、消費税額を含んだ額。
	生物多様性戦略	生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。
	世界サーフィン保護区	WSR（World surfing Reserve：世界サーフィン保護区）は、世界中の優れたサーフィンポイントやサーフエリアとその周辺環境、文化、経済や地域的要素を保護し、将来につなげることを目的としており、世界遺産を認定している国連機関、UNESCOのサーフィン版である。
	生産年齢人口	4月1日現在での15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。
そ	早期健全化基準	健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）それぞれに定められている基準。いずれかの比率がこの基準以上である場合には、当該比率を公表した年度の末日までに、財政健全化計画を定めなければならない。

頭文字	用語	意味
そ	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
た	多文化の共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
	WSR	World Surfing Reserve の略で、世界サーフィン保護区。
	男女共同参画	男性も女性も、あらゆる分野で活躍できる社会の実現を目指すこと。
ち	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。
	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として各市町村に設置される。センターには保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれる。
	地域防災計画	災害対策基本法にもとづき、各地方自治体の長が、防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
	ちーバリューカード	千葉県の各市町村が行う、健康診断や健康イベントへの参加などでポイントを貯めるともらえるカード。
	地域子育て支援拠点	子育て家庭と地域をつなぐ拠点的な場として市町村により設置された、全ての子育て家庭の親と子どもが気兼ねなく集い、相談や交流ができる施設。
	地産地消	地域で生産された農林水産物などを地域で消費すること。
	地方創生	東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。
	長生グリーンライン	茂原・一宮・大原道路の愛称で圏央道の茂原長南ICから大原までの30キロメートルが計画されている。
て	定員適正化計画	社会情勢や行政需要に見あった職員数の確保、配置に取り組むための計画。
	DV	配偶者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力などのこと。Domestic Violence の略。
	電子マネー	現金を使用せずにカードやスマホで支払をすることができる電子のお金。

頭文字	用語	意味
と	特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域において、その良好な環境の形成又は保持のため該当地域の特性に応じて、合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域。
	特定健康診査	生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの人を対象にメタボリックシンドロームに着目して行う検診。
	特定保健指導	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して保健師や管理栄養士が行う生活習慣を見直すためのサポートのこと。
	都市計画マスタープラン	市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。市町村マスタープランは、当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即したものとなっています。
	とまと便	地域と行政を結ぶネットワーク。回覧物の配布を通して、区とのコミュニケーションを図る制度。
な	内水面漁業	一般に河川、湖沼等の内水面で行われる漁業及び養殖業を指す。
に	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。養成講座を受講するだけで誰でもなることができる。
	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能の2つの機能を備え、認定基準を満たす施設は認定を受けることができる。
ね	ネグレクト	幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。
	年間商品販売額	1年間（4月～翌年3月）における商品の販売額で、消費税を含んだ額。
の	ノーマライゼーション	normalization、障がいのある人も障がいのない人と同じように伸び伸びと生きられる環境を確保していくこと。

頭文字	用語	意味
は	ハザードマップ	自然災害による被害軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
	パブリックコメント	行政が重要な条例や政策を行う際、その案の段階で住民への公表と意見募集を行い、そこで提出された意見を可能な限り考慮して、最終的に意思決定する制度。
	バリアフリー	障がい者や高齢者などが社会生活に参加するなかで支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。
ひ	ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合。
	PDCA	事業活動における進行管理を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の4段階を繰り返すことで業務を継続的に改善していくこと。
ふ	ブランド化	ブランドとして認知されていないものをブランドに育て上げること。または、ブランド構成要素を強化し、活性、維持管理していくこと。
	ふるさと 応援寄附	自分が居住している地域以外の市町村などに一定額以上の寄付を行った場合、その寄付額に応じて、所得税や現在の居住地に支払う住民税などの一部が控除される制度。
ほ	放課後児童 健全育成事業 （学童保育）	就労等により昼間保護者がいない家庭の小学校低学年の児童に対し、放課後や夏休み等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。
ま	まち・ひと・しごと 創生総合戦略	地域の人口減少や地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、地域に即した目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。
め	メタボリック シンドローム	内臓脂肪症候群。内臓脂肪型の肥満に、高血圧・脂質異常・高血糖などの異常が重なって、将来的に心筋梗塞や脳卒中をおこすリスクが高まっている状態を指す。
ゆ	ユニバーサル デザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別、能力、障がいの有無などの違いを問わずに利用できることをめざした建築・製品などの設計（デザイン）。
れ	連結実質赤字 比率	公立病院や下水道など公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合で表したもの。

頭文字	用語	意味
ろ	6次産業化	農林漁業者（1次産業）が、農畜産物・水産の生産に加えて、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、付加価値による所得向上とともに、農林水産業の活性化を図るもの。
わ	ワークライフ バランス	働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
	ワーケーション	観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方。

第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行 一宮町

編集 一宮町

発行日 令和4年3月



一宮町



一宮町キャラクター



一宮いっちゃん



こなみちゃん